

○国立大学法人筑波大学ノウハウ取扱規程

令和4年3月24日
法人規程第33号

国立大学法人筑波大学ノウハウ取扱規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号。以下「知的財産規則」という。）第7条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の職員（次条において「職員」という。）が創出したノウハウ（以下「ノウハウ」という。）に係る権利の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 ノウハウに係る権利は、当該ノウハウを創出した職員（以下「創出者」という。）に帰属する。

(譲渡の申出)

第3条 知的財産規則第4条第3項の法人規程で定めるノウハウに係る権利の譲渡の申出に係る手続は、創出者等が別記様式の譲渡申出書を、所属する組織の長を経て学長に提出することにより行うものとする。

(移転の適否の決定)

第4条 学長は、知的財産規則第4条第2項の申出に基づくノウハウに係る権利の法人への移転の適否について、国際産学連携本部の審査結果に基づき、決定を行うものとする。

(契約の締結)

第5条 学長は、前条の規定によりノウハウに係る権利の法人への移転を承諾する旨の決定を行ったときは、別に定める様式により、速やかに、法人と創出者との間で、当該権利の移転に関する契約を締結するものとする。

(補償金の支払)

第6条 知的財産規則第6条第3項の規定に基づき定める補償金の種類は、法人がノウハウに係る権利の実施又は処分により当該権利の創出に要した経費を超える収入を得た場合において、創出者から請求があったときに支払う実施補償金とする。

2 知的財産規則第6条第2項の法人の予算として配分することができるのは、前項の実施補償金が支払われる場合に限るものとする。

3 知的財産規則第6条第2項の申出は、創出者が第8条第1項又は第2項の規定に該当することとなった場合には、取り下げられたものとして取り扱うものとする。

4 実施補償金の額は、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）別表第2の規定を準用して算出した額とする。

(共同創出者に対する実施補償金)

第7条 前条第1項の実施補償金は、当該実施補償金を受ける権利を有する創出者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡した場合の実施補償金)

第8条 第6条第1項の実施補償金を受ける権利は、当該権利を有する創出者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する創出者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、ノウハウに係る権利の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

譲渡申出書

年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

届出者：所 属（系）

住 所

氏 名

印

国立大学法人筑波大学ノウハウ取扱規程(令和4年法人規程第33号)第3条の規定に基づき、下記のノウハウに係る権利を国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に譲渡することを申し出ます。

記

1. ノウハウの名称：

2. 創出者等

創出者	氏 名	所 属・職 名	貢献度
学内代表創出者	印		%
学内共同創出者	印		%
	印		%
学外共同創出者	印		%
	印		%

（創出者が複数いる場合には、学内代表創出者は届け出る共同創出者及び当該者の貢献度について調整の上、記入してください。）

申出者連絡先（Eメールアドレス： 内線 ）

3. 他の知的財産権との関係

（関係がある場合は、当該権利の種類、名称、帰属関係等を記入してください。）

4. 学外共同創出者との関係

（学外共同創出者がいる場合は、当該者と共同研究中かどうか、契約書があるかどうかなどを記入してください。）

5. ライセンスの方針及び形態

（相手先を指定したいのか、法人に一任するのかなどを記入してください。）

6. 創出に使用した研究経費（※JST、NEDO等の研究経費であればその旨を記入してくだ

さい。)

使用した研究経費	研究経費（総額）	創出に要した額	使用年度
運営費交付金			
寄附金			
学外共同研究費			
受託研究費（※ ）			
文部科学省科学研究費補助金			
私費			
その他（ ）			
合計			

7. 創出に使用した研究施設及び設備（所有している組織等）

8. ノウハウの概要（「別紙」に記入してください。）

9. その他参考事項

(別紙)

ノウハウの概要

項 目	内 容
【ノウハウの名称】	
【技術分野】 ・何についてのノウハウなのかを 記入すること。	
【ノウハウの概要及び特色】	
【産業上の利用可能性】 ・このノウハウが活かされる用途 を記入すること。	

各エリア支援室等	受付年月日	産学連携企画課	受付年月日